公立大学法人埼玉県立大学授業料等徴収規程

平成２２年４月１日
規 程 第 ５ ２ 号

（趣旨）

第１条　この規程は、埼玉県立大学学則（以下「学則」という。）第４６条の規定に基づき、授業料その他の料金（以下「授業料等」という。）の額及び徴収に関し必要な事項を定めるものとする。

（入学検定料、入学料及び授業料）

第２条　次の各号に掲げる者は、それぞれ当該各号に定める入学検定料、入学料及び授業料を納付しなければならない。

一　本学に入学を志願する者　入学検定料

二　本学の入学の許可を受けようとする者　入学料

三　本学に在学する者　授業料

２　前項各号の入学検定料、入学料及び授業料の額は、別表第１に掲げるとおりとする。

３　第１項第２号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者からは、入学料を徴収しない。

一　本学大学院博士前期課程を修了し、引き続き本学大学院博士後期課程に進学しようとする者

二　埼玉県立大学学則（平成２２年規則第１号）第７９条の２に基づき学長が認めた本学学部の学生のうち、別に定める入学者の選考方法において合格し、引き続き本学大学院博士前期課程に入学しようとする者

４　第１項第３号の規定にかかわらず、本学の履修証明プログラムを科目等履修生として履修する場合において、埼玉県立大学履修証明プログラムに関する規程（令和３年規程第１４７号）第５条に規定する受講料を徴収する者からは、授業料を徴収しない。

（入学検定料及び入学料の徴収方法）

第３条　入学検定料は、入学の志願手続きをする際に徴収する。

２　入学料は、入学手続きをする際に徴収する。

３　前２項に定めるもののほか、入学検定料及び入学料の徴収について必要な事項は、理事長が定める。

（授業料の徴収方法）

第４条　本学の学生（科目等履修生、特別聴講学生、聴講生及び研究生を除く。第８条及び第１６条において同じ。）の授業料は、前期（４月１日から９月３０日まで）及び後期（１０月１日から翌年３月３１日まで）に区分して徴収するものとし、当該期分の徴収金額は、授業料の年額の２分の１に相当する額とする。

２　前項に規定する授業料は、理事長が定める日までに徴収する。ただし、理事長が特別の事情があると認める場合は、分割して徴収することができる。

３　科目等履修生、特別聴講学生及び聴講生は、その履修又は聴講する単位に係る授業料の全額を理事長が定める日までに徴収する。

４　研究生は、その研究する期間に係る授業料の全額を理事長が定める日までに徴収する。

５　授業料等の徴収方法は、授業料にあっては原則として銀行口座振替、授業料以外の料金にあっては銀行振込、現金又は小切手により徴収する。ただし、授業料について、経済的理由等により銀行口座振替が困難と認められる場合は、銀行振込によって徴収することができる。

６　前５項に定めるもののほか、授業料の徴収について必要な事項は、理事長が定める。

（学年の中途における復学、転入学、編入学又は再入学、卒業等の場合の授業料）

第５条　前期又は後期の途中において卒業、修了、退学若しくは転学をした者又は除籍をされた者の当該期分の授業料は、その全額を徴収する。

２　前期又は後期の途中において復学、転入学、編入学又は再入学(以下「復学等」という。)をした者の当該期分の授業料の額は、授業料の年額の１２分の１に相当する額に復学等の日の属する月から復学等の日の属する期の最後の月までの月数を乗じて得た額とする。

（研修料）

第６条　研修生又は研修生を派遣する団体等は、別表第１に定める研修料を納付しなければならない。

（研修料の徴収方法）

第７条　研修料は、研修を許可されたときに、研修を受ける期間分を一括して理事長が定める日までに徴収する。

（休学の場合の授業料の免除）

第８条　学生が月の全日数を休学する場合は、授業料の年額の１２分の１に相当する額の授業料を免除する。

（授業料等の不還付）

第９条　既に納入された入学検定料、入学料、授業料及び研修料は、還付しない。ただし、理事長が特に必要であると認めるときは、この限りでない。

（入学料及び授業料の減免）

第１０条　理事長は、学業が優秀で、かつ、経済的理由により入学料及び授業料の納付が困難と認められる者その他やむを得ない事情があると認められる者については、入学料及び授業料を減免することができる。

２　入学料及び授業料の減免に関し必要な事項については、別に定める。

（授業料の徴収猶予）

第１１条　理事長は、学生が次の各号のいずれかに該当する場合は、授業料の徴収を猶予することができる。

一　学資を主として負担する者（以下「学資負担者」という。）が生活保護法の規定による生活扶助を受けており、授業料を納付することが困難であると認められる場合

二　学資負担者が死亡し、又は天災その他不慮の災害により著しい損害を受け、授業料を納付することが困難であると認められる場合

三　学資負担者の収入が季節的にあるものである場合

四　前各号に定める場合のほか、授業料を納付することが困難であると認められる相当の理由がある場合

２　前項の規定による授業料の徴収の猶予は、各期の授業料について、徴収の猶予を受けようとする者の申請に基づき、審査のうえ行うものとする。

３　第１項の規定による授業料の徴収の猶予の期間は、当該徴収の猶予に係る事由が消滅するものと認められる期間内で理事長が決定する期間とする。

（受講料等）

第１２条　本学が行う専門職継続教育講習の受講者選考試験を受けようとする者は受講者選考手数料を、講習を受講する者は受講料を納付しなければならない。

２　講習を終了した者についての修了証明書の交付を受けようとする者は、講習修了証明書交付手数料を納付しなければならない。

３　受講者選考手数料、受講料及び講習修了証明書交付手数料の額は、別表第２に掲げるとおりとする。

（受講者選考手数料及び受講料の徴収方法）

第１３条　受講者選考手数料は、受講の志願手続きをする際に徴収する。

２　受講料は、受講を許可されたときに、その全額を理事長が定める日までに徴収する。

３　前２項に定めるもののほか、受講者選考手数料及び受講料の徴収について必要な事項は、理事長が定める。

（受講料の減額）
第１４条　理事長は、特別の必要があると認めるときは、受講料を減額することができる。
（受講者選考手数料等の不還付）
第１５条　既に納入された受講者選考手数料、受講料及び講習修了証明書交付手数料は、還付しない。ただし、理事長が特に必要であると認めるときは、この限りでない。
（証明書交付手数料）
第１６条　本学の学生であった者についての卒業証明書、修了証明書、単位取得証明書、成績証明書その他理事長が定める証明書又は科目等履修生及び特別聴講学生であった者についての単位取得証明書若しくは研究生であった者についての修了証明書の交付を受けようとする者は、証明書交付手数料を納付しなければならない。
２　前項に定める証明書交付手数料の額は、別表第１に掲げるとおりとする。
３　既に納入された証明書交付手数料は、還付しない。ただし、理事長が特に必要であると認めるときは、この限りでない。
（国費外国人留学生及び大学間協定等に基づき入学した留学生の授業料等）
第１７条　次の各号に掲げる者の入学検定料、入学料及び授業料については、第２条から第５条までの規定にかかわらず、徴収しない。
一　国費外国人留学生制度実施要領(昭和２９年文部大臣裁定)に基づく外国人留学生
二　本学と外国の大学との間において、相互の留学生の入学検定料、入学料及び授業料を徴収しないことを定めた協定に基づき入学した外国人留学生
三　本学と埼玉県の姉妹友好州省との間において、相互の留学生の入学検定料、入学料及び授業料を徴収しないことを定めた協定に基づき入学した外国人留学生
２　前項第２号及び第３号に定める者の授業料を徴収しない期間は、協定等において定めた期間とする。

附　則

（施行期日）
この規程は、平成２２年４月１日から施行する。

附　則

（施行期日）
この規程は、平成２７年４月１日から施行する。

附　則

（施行期日）
この規程は、令和元年５月１日から施行する。

附　則

（施行期日）
この規程は、令和７年４月１日から施行する。

附　則

（施行期日）
この規程は、令和８年４月１日から施行する。

別表第１（第２条、第６条、第１６条関係）

区　分		金　額
入学検定料	学部の学生	１７，０００円
	大学院の学生	３０，０００円
	科目等履修生	９，８００円

	聴講生		９，８００円
	研究生		９，８００円
入学料	学生	県内居住者	２１１，５００円
		県外居住者	４２３，０００円
	科目等履修生	県内居住者	２１，１００円
		県外居住者	４２，３００円
	聴講生	県内居住者	２１，１００円
		県外居住者	４２，３００円
	研究生	県内居住者	６３，４００円
		県外居住者	１２６，９００円
授業料	学部の学生		年額　６２１，０００円
	大学院の学生		年額　６２１，０００円 （長期履修学生にあっては、６２１，０００円に博士前期課程の学生は２を乗じて得た額、また博士後期課程の学生は３を乗じて得た額を当該学生の修業年限の年数で除して得た額。ただし、修業年限の短縮が認められた長期履修学生にあっては、６２１，０００円に博士前期課程の学生は２を乗じて得た額、また博士後期課程の学生は３を乗じて得た額から当該学生が在学した期間に納付すべき授業料の総額を控除した額を、当該学生の修業年限の残りの年数で除して得た額とする。）
	科目等履修生		１単位　１７，３００円
	特別聴講学生		１単位　１７，３００円
	聴講生		１単位　１７，３００円
	研究生		月額　３４，５００円
研修料			月額　４０，７００円
証明書交付手数料			１通　４００円

備　考

１　県内居住者とは、入学する年の前年の４月１日以前から本人又はその配偶者若しくは一親等の直系尊属が引き続き埼玉県内に住所を有する者をいう。

２　県外居住者とは、県内居住者以外の者をいう。

３　長期履修学生とは、学則第７１条第１項の規定に基づき、学則第６９条に規定する修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修して課程を修了することを認められた学生をいう。

別表第２（第１２条関係）

区　分	金　額	
受講者選考手数料		１６，０００円
受講料	一講習	５５２，０００円
講習修了証明書交付手数料	一通	４００円